

教育委員会資料
令和7年5月28日
庶務課
教育人事・指導課

「杉並区いじめの重大事態の調査結果公表に関するガイドライン」の策定について

近年、区におけるいじめ問題は多様化、複雑化し、かつ件数も増加傾向にあります。令和5年度及び令和6年度には、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態が複数発生したことから、教育委員会の附属機関である杉並区いじめ問題対策委員会において、再発の防止等を目的とした調査を実施しています。

このいじめの重大事態の調査について、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「文科省ガイドライン」という。）では、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案した上で特段の支障がない場合、調査結果を公表することが望ましいとされています。

調査結果の公表については、文科省ガイドラインにおいて、公表方法や留意事項等が示されていますが、教育委員会として、調査結果を公表することの意義・目的や具体的な公表方法等を明確に示すため、「杉並区いじめの重大事態の調査結果公表に関するガイドライン」（以下「区ガイドライン」という。）を策定しました。

○区ガイドラインの概要

（1）調査結果を公表することの意義・目的等

- ①公表することの根拠
- ②公表することの意義・目的

（2）調査結果を公表することにより生じうる課題

- ①調査の実施に対する影響
- ②調査結果を公表することによる関係当事者に対する影響

（3）調査結果の公表

- ①調査結果の公表方針
- ②調査結果を公表する場合の対応
- ③調査結果を公表しない場合の対応

杉並区いじめの重大事態の調査結果公表に関するガイドライン

令和7年5月20日
杉並区教育委員会

1 はじめに

「杉並区いじめの重大事態の調査結果公表に関するガイドライン」（以下「区ガイドライン」という。）は、杉並区立学校（以下「区立学校」という。）において、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生し、杉並区いじめ問題対策委員会が調査を行った場合において、当該調査の結果を公表するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

なお、区ガイドラインは、文部科学省が、平成29年3月に策定し、令和6年8月に改訂した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「文科省ガイドライン」という。）を踏まえた上で、調査結果の公表に関する杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の方針を明らかにするものであり、今後、文科省ガイドラインが改訂された場合等には、必要に応じて区ガイドラインの見直しを図るものとする。

2 調査結果を公表することの意義・目的等

（1）公表することの根拠

調査結果の公表について、いじめ防止対策推進法においては規定されていないが、文科省ガイドラインにおいて、「学校の設置者として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましい」とされている。

（2）公表することの意義・目的

重大事態の調査の目的は、文科省ガイドラインにおいて、「重大事態への対処（対象児童生徒への心のケアや必要な支援、法に基づいていじめを行った児童生徒や関係児童生徒に対する指導及び支援等）及び同種の事態の再発防止策（学校の設置者及び学校が今後取り組むべき対応策）を講ずること」とされている。

このことから、重大事態の調査結果は、当該重大事態の当事者である児童生徒やその保護者、教職員等に提供するとともに、その結果を踏まえて、「重大事態への対処」及び「再発の防止」に取り組むこととしているところである。

したがって、当該重大事態の関係当事者の範囲を超えて調査結果を公表する（提供する）ことについては、その意義や目的を明らかにする必要がある。

この点について、文科省ガイドラインにおいては、「当該学校やその関係者だけでなく社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにすると

もに、社会全体でいじめ防止対策について考える契機ともなる」とされている。

以上のことと踏まえ、教育委員会においては、調査結果を公表することの意義・目的について、以下のとおり整理する。

- ①当該重大事態に対する憶測や誤解を生まないようにするとともに、地域社会全体でいじめの問題について考える契機とする。
- ②教育委員会及び区立学校が、調査結果を真摯に受け止め、当該重大事態に係る対応を省みた上で、日常の教育活動やいじめの防止等のための対策を見直し、児童生徒の健全な育成につなげる契機とする。
- ③学校での出来事として学校や関係当事者のみで情報を共有するのではなく、調査結果を公表し、より開かれた学校づくりを推進することにより、学校、家庭、地域住民等が協力して、いじめの防止等のための対策に取り組む契機とする。
- ④調査結果を公表し、第三者がその内容を確認できるようにすることにより、杉並区いじめ問題対策委員会による調査結果の公平性・中立性を担保する。

3 調査結果を公表することにより生じうる課題

調査結果には、児童生徒の学校生活の様子や家庭の事情等、個人のプライバシーに関わる情報が多く含まれることから、文科省ガイドラインにおいても、調査結果の公表に当たり「個人が特定されたり、本人が秘匿しておきたい情報が明らかになったりすることで、新たな二次被害や児童生徒の健全な発達に影響があつてはならない」とされている。

こうしたことから、調査結果を公表することにより生じうる課題について、以下のとおり整理する。

(1) 調査の実施に対する影響

文科省ガイドラインにおいて、重大事態の調査は、「関係者の任意の協力を前提とした調査」であることが示されている。

したがって、調査の実施に当たっては、関係者の心理的負担を軽減し、調査への協力が得られるよう十分に配慮する必要がある。仮に、調査結果を全て公表することとした場合には、以下のような事態が想定され、結果として、調査の実施に重大な影響を及ぼすことが懸念される。

- ①調査対象者が、調査の過程で提供した資料の内容や自身が発言した内容が明らかになることを懸念し、調査への協力を忌避し、又は、十分な情報を提供することができなくなるおそれがある。
- ②関係機関（児童相談所、警察、医療機関等）が、当該重大事態の関係当事者との関係性や自らの事業執行への影響を懸念し、十分な情報を提供することができなくなるおそれがある。

(2) 調査結果を公表することによる関係当事者に対する影響

近年、重大事態の発生件数が大幅に増加している等の事情もあり、いじめの問題

に対しては、これまで以上に高い関心が寄せられている。特に、重大な結果が生じたような事案については、報道機関による報道がなされることにより多くの注目を集めることになっている。

また、幅広い世代にインターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）が急速に普及したことにより、ときには、事実に基づかない情報が広く拡散されるなどの問題が生じている。

こうした社会状況に鑑みると、仮に、調査結果を全て公表することとした場合には、以下のような関係当事者への影響が懸念される。

- ①関係当事者と同じ区立学校に在籍する児童生徒や保護者、地域住民等が調査結果に含まれる情報を知ることにより、関係当事者が特定され、さらには、関係当事者の内心や日頃の人間関係などを知られることになり、関係当事者の学校や地域における日常生活に支障が生じるおそれがある。
- ②人間関係の詳細や争いの状況が明らかになることにより、関係当事者と周囲の児童生徒や保護者等との関係性に影響が生じ、いじめを受けた児童生徒の立ち直りやいじめを行った児童生徒の反省、関係当事者間の関係修復等に支障が生じるなど、児童生徒の健全な成長が阻害されるおそれがある。
- ③いじめの背景に、関係当事者の病気や特性、家庭環境が密接に関連しており、これらの情報が調査報告書にも記載されている場合、関係当事者のプライバシーが侵害されることになるおそれがある。
- ④公表した調査結果がインターネット上で拡散され、興味本位の書き込みや誹謗中傷等による重大な人権侵害が生じるおそれがある。

4 調査結果の公表

杉並区は、「杉並区情報公開条例」（昭和61年杉並区条例第38号）及び「杉並区情報の公表及び提供に関する方針」（令和6年3月29日付け杉並第68863号）に基づき、杉並区が管理する情報を原則として公開することとし、区政運営の透明性の向上を図ってきたところである。

重大事態の調査結果についても、地域社会全体でいじめの問題について考える契機とする等、その内容を公表することには重要な意義・目的がある。

一方で、同条例においては、個人に関する情報がみだりに公開されることがないよう最大限の配慮をすることとされており、同方針においても、特定の個人が識別され得る情報、非公開で開催された会議に係る報告書等は、公表を要する情報として示されていない。

前述のとおり、重大事態の調査結果を公表した場合には、調査の実施に対する影響や関係当事者に対する影響が生じる可能性があり、このことは看過してはならない事実である。とりわけ、関係当事者が特定され、学校や地域における日常生活に支障が生じたり、インターネット上などで情報が拡散され、誹謗中傷等による重大な人権侵

害が生じたりするようなことは、絶対にあってはならない。

文科省ガイドラインにおいても、「公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行う」とされている。

以上のことと総合的に勘案した結果、教育委員会においては、調査結果を公表することの意義・目的の重要性に鑑み、公表内容や公表方法に十分に配慮し、公表することによる調査の実施に対する影響や関係当事者に対する影響を可能な限り低減することを前提とした上で、以下のとおり、調査結果の公表について判断し、実施することとする。

(1) 調査結果の公表方針

- ①原則として公表する。ただし、以下に例示するように、調査結果を公表することの意義・目的に照らして公表すべきではない、又は公表すべき必要性が低いと考えられるような場合には、個別に公表の可否を判断することとする。
 - ・いじめを受けたとされる児童生徒又はその保護者が、調査結果の公表を望まない場合
 - ・重大事態の疑いがあるとして調査を実施したが、いじめにより重大な被害が生じている事実が認められなかった場合

- ②公表内容や公表方法に十分な配慮をすることを踏まえ、いじめを行ったとされる児童生徒及びその保護者の同意は要しないこととする。

(2) 調査結果を公表する場合の対応

①公表資料

- ・公表資料は、調査報告書の概要版とする。
- ・公表資料は、重大事態の調査の目的及び調査結果の公表の意義・目的に照らして、いじめ事案に係る教育委員会及び区立学校の対応における課題並びに再発防止策の提言を中心に記載することとする。
- ・個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものは、公表資料には記載しない。

(公表資料に記載しない情報の具体例)

- ・区立学校の名称、関係当事者の氏名、関係教職員の氏名、等
- ・いじめ行為の詳細な内容、等
- ・調査の過程で関係者が発言した詳細な内容、等
- ・関係者のプライバシーに関する情報、関係者に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する情報、等
- ・公表資料の記載内容については、あらかじめ、杉並区いじめ問題対策委員会

の確認を受けることとする。

②公表方法

- ・教育委員会の会議及び杉並区議会（以下「区議会」という。）において、①の公表資料を配布し、調査結果を報告する。
- ・公表資料は、杉並区公式ホームページ（以下「区ホームページ」という。）のうち、教育委員会の会議で報告した資料を掲載しているページ及び区議会で報告した資料を掲載しているページにそれぞれ掲載する。
- ・教育委員会の会議で報告した資料及び区議会で報告した資料は、所定の期間が経過した後に区ホームページへの掲載を終了していることから、公表資料についても、同様の取扱いとする。

③公表の手順

- ・調査開始時に、いじめを受けたとされる児童生徒やその保護者に対して、区ガイドラインの内容を説明する。関係する児童生徒やその保護者に対しても、可能な限り、区ガイドラインの内容を説明する。
- ・いじめを受けたとされる児童生徒やその保護者に対する調査結果の説明時に、改めて区ガイドラインの内容を説明し、公表に関する意向確認を行う。
- ・いじめを受けたとされる児童生徒やその保護者が、意向確認に対して、当初は非公表を望んでいたが、その後公表を望むようになった場合であっても、一度、教育委員会として公表しないと判断した後は、原則として、公表は行わない。

（3）調査結果を公表しない場合の対応

教育委員会の会議を非公開で開催し、（2）①の公表資料を配布し、調査結果を報告する。非公開で開催する会議のため、配布した資料の区ホームページへの掲載は行わない。

なお、区議会における資料の配布及び調査結果の報告並びに区ホームページへの資料の掲載も行わない。

杉並区立学校における重大事態の調査結果について

- 1 事案の概要
- 2 調査の概要（調査組織、調査方法等）
- 3 調査の結果
 - (1) 事実の認定
 - (2) 区立学校の対応について
 - (3) 教育委員会の対応について
- 4 再発防止策の提言